

第2号様式(第6条関係)

処分基準整理票

処分の内容	工事原因者に対する工事施行命令等		
根拠法令及び条項	道路法第22条第1項		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※処分基準を公表する場合のみ記載すること。) 道路法第22条第1項の規定による。		
処分基準 設定年月日	平成26年3月27日	処分基準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	都市みらい部 道路管理課		
備考			

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。

道路法

(工事原因者に対する工事施行命令等)

- 第22条 道路管理者は、道路に関する工事以外の工事(以下「他の工事」という。)により必要を生じた道路に関する工事又は道路を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは道路の補強、拡幅その他道路の構造の現状を変更する必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という。)により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持を当該工事の執行者又は行為者に施行させることができる。
- 2 前項の場合において、他の工事が河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、又は準用される河川の河川工事(以下「河川工事」という。)であるときは、当該道路に関する工事については、同法第19条の規定は、適用しない。